

広島県告示第四百八十二号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によって、定数漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和二年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 定数漁業

瀬戸内海機船船びき網（二そういわし船びき網）漁業

二 申請期間

令和二年五月七日から令和二年五月二十五日まで